

(様式②-1) 令和3年度事業計画書(局・統括本部)

[都市整備局 ニッ橋北部土地区画整理事務所]

事業名	
1 款	2 項 1 目
ニッ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第1期地区土地区画整理事業	

特記事項	
中期計画-38の政策	○
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号
21	5

令和2年度事業評価書番号	3
令和2年度事業評価書番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	財産収入	諸収入	市債	一般財源
令和3年度	1,367,161	100,000		45	2	1,199,000	68,114
補助事業	200,000	100,000				100,000	0
単独事業	1,167,161	補助率 50%		45	2	1,099,000	68,114
令和2年度	1,196,448		279,816	38	2	766,000	150,592
増△減	170,713	△ 179,816	0	7	0	433,000	△ 82,478

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	255,931	106,152	894,949
算 市債+一般財源	130,078	69,887	488,579
決 事業費	611,990	854,937	1,011,590
算 市債+一般財源	290,706	371,143	575,981

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	775,319	1,127,235
算 市債+一般財源	660,319	1,011,973

方針の確認/決裁
有(平成27年3月方針決裁)・無

【事業の目的・必要性及び令和3年度実施内容】

(事業の目的・必要性)

相鉄線瀬谷駅北側で、相鉄線と上瀬谷通信施設跡地に挟まれた「ニッ橋北部地区土地区画整理事業」(昭和33年3月都市計画決定、約172ha)については、全体区域のうち、交通ネットワークとして不可欠である都市計画道路三ツ境下草柳線及び瀬谷地内線と、その沿道の区域(約9.4ha)について、市施行による土地区画整理事業を推進しています。このうち、事業実施にかかる条件整備の進んだ三ツ境駅側の第1期地区(4.1ha)において、事業計画(平成27年8月決定)に基づく土地区画整理事業を実施します。

- ① 事業手法:土地区画整理事業(横浜市施行)
- ② 施行面積:4.1ha
- ③ 施行期間:27年度~令和5年度(予定)
- ④ 総事業費:約85億円
- ⑤ 地権者数:約90人(所有者、借地権者)

(令和3年度実施内容)

- ・減価買収地にかかる不動産鑑定評価、並びに建物にかかる家屋調査等
- ・減価買収地の用地取得、並びに建物等の補償
- ・仮換地指定、測量(街区・画地)及び実施設計
- ・調整池工事、基盤整備工事(約7,000㎡)、公園工事、水路改修工事
- ・移転に伴う建物等の補償、並びに家屋調査等

【実績の推移・今後見込み】

	27~30実績	元年度実績	令和2年度見込	令和3年度見込	令和4年度以降見込	合計
事業費	2,001,097	1,011,590	1,216,448	1,367,161	2,874,704	8,471,000
補助対象事業	1,885,853	939,719	579,632	200,000	1,438,334	5,043,538
市単独事業	115,244	71,871	636,816	1,167,161	1,436,370	3,427,462

【事業費の内訳】

	令和3年度	令和2年度	差引	説明
用地取得費	365,855	1,203	364,652	減価買収地取得費・都市整備基金買替費
建物等補償費	162,752	464,875	△ 302,123	建物等移転補償費、中断移転補償費
委託費等(事業関連)	45,971	69,926	△ 23,955	仮換地指定、測量、実施設計、実施設計修正、家屋調査、不動産鑑定等
工事費	771,332	639,200	132,132	工事(調整池、基盤整備、公園等)、負担金(水道等)
事務管理費	21,251	21,244	7	事務所建物リース料、市有地管理委託、事務費等
合計	1,367,161	1,196,448	170,713	
国	100,000	279,816	△ 179,816	
市債	1,199,000	766,000	433,000	
一般財源	68,114	150,592	△ 82,478	
土地貸付等収入	47	40	7	

【事業スケジュール】

- ・27年8月 事業計画決定、用地取得地(減価買収地)にかかる土地建物調査着手
- ・28年4月 事務所開設
- ・28~29年度 用地(減価買収地)取得、公共施設の詳細設計、換地設計、実施設計
- ・30年度 仮換地指定、基盤整備工事着手
- ・令和元年度 仮換地指定、基盤整備工事、使用収益開始
- ・令和2年度 仮換地指定、基盤整備工事、調整池工事
- ・令和5年度 事業完了

【事業開始年度】

平成27年度

【根拠法令】

都市計画法、土地区画整理法

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

佐藤 正治

係長

鈴木 節子

係

壬生 恵理子